

令和5年度飯綱町教育委員会基本方針

飯綱町は町民が郷土に愛着を持ち、自然と共生した、より豊かで充実したまちづくりを目指しています。教育委員会ではそれを実現するために、教育を通じた「人づくり」を中心に捉えました。まちづくりは人づくり、人づくりはまちづくりです。子供から高齢者まであらゆる世代が学びを通して輝けるまちづくりをめざしています。

飯綱町は平成30年1月に定めた「飯綱町教育大綱」を、令和5年3月に見直しを行い「第2期飯綱町教育大綱」を定めました。

その教育理念として掲げている「ふるさとを愛し、生きる力を育み、夢を実現する人づくり」をさらに推進するため、児童生徒の「生きる力」を育むとともに、児童生徒を取り巻く教育環境の整備、生涯にわたる学びへの支援などの充実をめざし、本年度重点的に実施する施策を基本方針として定め、取り組んでいきます。

また、児童福祉の分野では、令和2年3月に「子ども・子育て支援法」や「次世代育成支援対策推進法」に基づき策定した「第2期飯綱町子ども・子育て支援事業計画」の基本理念「子どもたちの幸せ実るりんごの里 ～子育て・子育てをみんなで支え、幸せと希望に満ちた町をめざして～」を推進するため、本年度重点的に実施する施策を教育分野と併せて教育委員会基本方針として定め、取り組んでいきます。

教育理念
(飯網町教育大綱)

**ふるさとを愛し、
生きる力を育み、
夢を実現する人づくり**



基本理念
(飯網町子ども・子育て支援事業計画)

子どもたちの幸せ実現いんごの里

～子育て・子育てをみんなで支え、
幸せと、希望に満ちた町をめざして～



基本方針1

ふるさとに誇りをもって豊かに人生を歩める力を育む教育環境をつくります。

基本方針2

スポーツや文化芸術の価値を共有して、より多くの町民がこれらの活動に親しみ、関われる環境や体制づくりを推進します。

基本方針1

すべての子どもの
育ちを支援します



基本方針2

子育てに喜びや希望を
感じられる支援をします



基本方針3

生涯にわたって学べる場や機会を確保し、学びを通じて、地域コミュニティの継承や一人ひとりの豊かな人生の創造につなげます。

基本方針3

地域全体で子育ての支援をします



令和5年度 主要施策

教育分野

基本方針1

ふるさとに誇りをもって豊かな人生を歩める力を育む教育環境をつくり
ます。

(1) 飯綱町ならではの教育環境の構築

① ふるさとを愛する心が育つ教育の推進

飯綱町コミュニティスクール運営協議会が核となり、学校、PTA と地域が連携し、町の宝である子どもを見守り、育てていきます。

教科や総合的な学習の時間を活用し「教育ファーム事業※1」を実施し、飯綱町の歴史や産業について学んだり体験したりすることでふるさとを愛する心を育みます。

講師派遣や登下校の見守り隊、各種ボランティア活動を通して、地域住民が子どもたちに寄り添い成長を見守ります。

小中学校の教職員に飯綱町を知ってもらい、飯綱町を好きになってもらうことで学校の教育活動がよりよくなることを願い、町教育委員会主催の教職員研修を実施します。

② 確かな学力を身につけ、豊かな心と健やかな体を育む教育の推進

小中学校に町費の講師を配置し、教科担任制の充実を図ったり、少人数学習の環境を整えたりすることで、学習環境の充実を図ります。また、小中学校に ALT※2 を配置し、国際感覚や価値観の多様性を学ぶことで、グローバル人材※3 の育成につなげます。

総合的な学習の時間の活動や校外学習、芸術鑑賞等の学習活動、教材費の補助等を行うことで、幅広く豊かな学習環境を保障します。

③ 心と体を育む食育の推進

地産地消、有機食材を活用した、安心・安全でおいしい給食の提供に努めます。また、郷土料理をメニューに取り入れるなど、地域の食文化の啓発に努めます。

「おらほの学校応援団※4」の協力を得ながら、農村に伝わる食文化の学習を進めます。

④ GIGA スクール構想※⁵の推進

ICT※⁶機器を有効に活用し、個別最適な学習や情報教育の充実につながるよう環境を整えます。また、教職員の研修の場を設けたり ICT 支援員を配置したりして教育の質の向上に努めます。

(2) 誰もが安心して教育を受けられる環境の整備

① 支援が必要な児童生徒への対応の充実

いじめ、体罰、DV※⁷、ヤングケアラー※⁸、不登校等子どもたちが直面している様々な問題を早期発見、早期支援につなげる体制づくりに努めます。相談体制としてスクールソーシャルワーカー※⁹の配置、子どもたちの居場所づくりとして中間教室※¹⁰等の設置を進めます。

② インクルーシブ教育※¹¹・支援教育の充実

障がいの有無や程度に関わらずすべての子どもがお互いの個性や特性を認め合い、自他を肯定しながら共に学び、共に成長し合えるインクルーシブ教育をめざします。そのために、多様な学びを保障するリソースルーム※¹²等の学習環境の整備を進め、必要に応じて学習支援員や介助員を配置します。

③ 多様性を認め合う人権感覚の育成

人との関わり合いの中で、国籍、人種、宗教、価値観、性等の多様性をお互いに認め合い、自他の肯定感を高め合いながら成長できる人権教育を推進します。

④ 教職員の指導力の向上と働き方改革の推進

町費の講師、学習支援員、介助員を含めた教職員の研修の場を設け、教職員全体の指導力の向上や学校を越えた交流を図ります。

教職員の働き方改革を推進するため、地域ボランティアの活用、中学校の部活動の地域クラブ活動への移行を進めます。

⑤ 学校施設等の計画的な改修

校舎やグラウンド及び諸施設等を定期的に点検・補修し児童生徒の安全な学校生活を担保します。

また、児童生徒が安全で安心して登下校ができるよう、関係機関と連携して通学路を整備するとともに、スクールバス等を運行し安全の確保に努めます。

基本方針2

スポーツや文化芸術の価値を共有して、より多くの町民がこれらの活動に親しみ、関われる環境や体制づくりを推進します。

(1) 誰もがスポーツに親しめる環境整備

① コロナ禍におけるスポーツ振興

コロナ禍のロックダウン※¹³の時期から「With コロナ」期に入ったことを受け、感染対策を取りながら実施できる方法を模索し、大会やイベント、日常の活動をできる限り行える環境整備に努めます。また、コロナ禍でもできるスポーツの啓発に努め、スポーツの裾野を広げていきます。

② 部活動の地域クラブ活動への移行に向けた準備

少子化が進み、また、教職員の働き方改革が進む中で、中学校の部活動は従来の活動を維持できなくなってきました。そこで、部活動を地域クラブ活動に移行し、子どもたちがやりたいスポーツを保障していく必要性が高まっています。そのために、国や県の方針に沿って委員会を立ち上げ、将来的な可能性や方向性を検討します。

③ 施設改修

三水 B&G 海洋センター体育館の照明の LED 化やトイレの改修等を計画的に進め、活動環境を整えます。昨年度に引き続きふれあいパーク運動場夜間照明の LED 化を計画的に進めます。

(2) 文化の保存・継承・活用

① ふるさとの自然・歴史・文化を学ぶ拠点の役割

小中高校の地域学習や体験学習、いづな大学を始めとした生涯学習の活動に講師を派遣するなどして、町民の学びの場の支援を行います。

また、歴史ふれあい館の特別展や各種講座、イベント等を通じて町の自然・歴史・文化の発信に努めます。

② 歴史ふれあい館リニューアル準備

計画的、段階的にリニューアルを進め、旧牟礼村・三水村のバランスの取れた歴史ふれあい館にしていきます。

(3) 創造的な文化芸術活動の支援

① 文化芸術団体等への支援

町内で活動する文化芸術団体に活動や発表の場を提供するとともに、活動費を補助して、文化芸術活動を支援します。

② 部活動の地域クラブ活動への移行に向けた準備

中学校の運動部活動同様、文化部活動の地域クラブ活動への移行に向けた準備を進めていきます。

基本方針3

生涯にわたって学べる場や機会を確保し、学びを通じて、地域コミュニティの継承や一人ひとりの豊かな人生の創造につなげます。

(1) 多様な学習機会の創出・地域社会との連携

With コロナ下で町民の学習機会が担保されるよう、いづな大学やいづなっ子クラブ等の活動の仕方を工夫し、住民のニーズに応じていきます。また、公民館活動と連携し、地域コミュニティの活動の活性化や情報の発信に努めます。

(2) 生涯学習の環境づくり

① 電子図書利用の啓発

コロナ禍下において、住民の公民館図書室の利用が増えていることを踏まえ、住民の要望を反映した蔵書の充実を図っていきます。また、県が進めている「デジとしょ信州※14」事業の啓発に努め、気軽に便利な電子図書利用の普及に努めます。

② 施設改修

町民会館ホールの照明の LED 化等環境整備を計画的に行います。町民が利用しやすく、多様なニーズに応えられる施設環境を整えていきます。

児童福祉分野

基本方針1

すべての子どもの育ちを支援します

(1) 保育サービスの充実と質の向上

① 保護者の就労形態等の多様化に対応した保育

土日勤務や早朝および夜間就労等、勤務体系が多様化する中、保護者のニーズに応えられるように、延長保育、一時保育、病後児保育、休日保育、未満児保育等の充実を図ります。

② 保育士等職員の働き方改革と保護者の負担軽減

各教室にタブレットを配置し、職員の事務業務の負担軽減やネットワークの整備を進め、保育士が園児と向き合う時間を確保していきます。同時に保護者と保育園との連絡や情報共有がメール配信等で簡単かつ迅速にできるようにします。

(2) 障がい児支援の充実

① 一人ひとりの成長にあった保育の推進

支援の必要な園児のいるクラスに加配保育士を配置するほか、医療的ケアの必要な園児が安心して保育園に通えるように看護師を配置する等、インクルーシブ保育^{※11}のいっそうの充実に努めます。

② 相談支援等の充実

保護者が子育てで孤立したり、悩んだりしないように、はぐくみサポートセンター事業や5歳児すこやか相談、教育支援会議等の支援体制を充実させます。

また、児童虐待につながるケースの予防や早期発見と早期対応に関係機関と連携して努めます。

基本方針2

子育てに喜びや希望を感じられる支援をします

(1) 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援

① 子どもがいきいきと育つ環境づくりの推進

飯綱町子育て世代支援施設（みつどんのお家）を拠点として、就園前の乳幼児と保護者が一緒に遊んだり交流したりできる環境の充実に努めます。

また、妊娠期から子育て期の困りごとや悩み相談に対応できる更なる仕組みづくり、体制づくりを推進します。

② 楽しく子どもを育てられる環境づくりの推進

「子育て世代訪問支援員派遣事業」を新たに立ち上げ、子育て家庭の子育てや家事労働等の負担軽減を支援し、心のゆとりをもって楽しく子育てができる環境づくりに努めます。

③ 仕事と子育ての両立のための支援

飯綱町ワークセンター（iワーク）のセミナーや相談業務を充実させ、子育て世代の様々な働き方を積極的に支援します。

基本方針3

地域全体で子育ての支援をします

(1) 地域ぐるみの子育ての推進

① 子育て支援のための体制の整備

子育て支援センター事業と併せて、地域ボランティアによるファミリー・サポート・センター事業を推進し、地域ぐるみで子育てを支援する体制を充実させます。

また、休日の子どもの居場所づくりとして、「いっぴなっ子くらぶ」等の地域ボランティアによる活動の充実に努めます。

② 子育てに関する活動や事業の情報発信

飯綱町の子育て支援に関する情報発信の媒体としての「子育てガイドブック」や「子育てアプリ（すこやかいいづなナビ）」等の内容の充実を図り、飯綱町の子育て支援施策が利用しやすく、身近に感じられるよう努めます。

用語解説

番号	用語	解説
1	教育ファーム事業	住民と行政の「協働」により、子どもたちへの農業体験及び食体験、並びに地域固有の生活文化の理解・伝承を図ることを目指した、町独自の事業。
2	ALT	Assistant Language Teacher(アシスタント・ランゲージ・ティーチャー)の略。日本人教師を補佐し、生きた英語を子どもたちに伝える英語を母語とする外国語指導助手。
3	グローバル人材	文部科学省では「グローバル化が進んでいる世界の中で、主体的に物事を考え、多様なバックグラウンドをもつ同僚、取引先、顧客等に自分の考えを分かりやすく伝え、文化的・歴史的なバックグラウンドに由来する価値観や特性の差異を乗り越えて、相手の立場に立って互いを理解し、更にはそうした差異からそれぞれの強みを引き出して活用し、相乗効果を生み出して、新しい価値を生み出すことができる人材」と定義している。
4	おらほの学校応援団	コミュニティスクール運営事業の中で、地域が子ども達や学校を支え応援する目的で組織されているボランティア組織。登下校時の見守りや地域学習の支援を行っている。
5	GIGA スクール構想	文部科学省が推進する、小中高等学校などの教育現場で児童・生徒各自がパソコンやタブレットといった ICT 端末を活用できるようにする取り組み。「GIGA」は「Global and Innovation Gateway forAll (全ての児童・生徒のための世界につながる革新的な扉)」を意味する。
6	ICT	Information and Communication Technology(インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー)の略。情報通信技術。
7	DV	「ドメスティック・バイオレンス」とは英語の「domestic violence」をカタカナで表記したもの。略して「DV」と呼ばれる。「ドメスティック・バイオレンス」の用語については、明確な定義はありませんが、日本では「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多い。
8	ヤングケアラー	家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18歳未満の子どものこと。(日本ケアラー連盟定義)
9	スクールソーシャルワーカー	児童生徒の問題に対し、保護者や教員と協力しながら問題の解決を図る専門職のこと。
10	中間教室	学校へ行きにくくなっていたり、行けない状態が続いている児童・生徒の自立心を養い学校復帰への援助を目的に設置される施設等。
11	インクルーシブ教育 インクルーシブ保育	子どもたち一人ひとりが多様であることを前提に、障がいの有無に関わりなく、誰もが望めば自分に合った配慮を受けながら地域の通常学級で学べることを目指す教育理念と実践プロセス。
12	リソースルーム	通常の学級に在籍し、特定の教科学習に困難を示している児童・生徒に対し、個別の補充指導等による学習支援を行う部屋。
13	ロックダウン	感染症拡大防止のため、外出や行動を制限する措置。
14	デジとしょ信州	全ての県民が、居住する地域や世代の違い、障がいの有無等にかかわらず、いつでも、どこからでも、無償で、必要とする情報(電子書籍)にアクセスできる環境を構築するため、県内の公共図書館・公民館図書室が連携・協働し、県民の「学びの基盤づくり」と「公正な社会づくり」のために設置された電子図書サービス。